

平成29年度

第10回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成30年1月9日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第10回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第4号 大多喜町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の制定について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 時効取得を原因とする農地について
- 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
- 報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第5号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について

<出席委員>（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番委員：加曾利益弘 | 2番委員：佐川順一郎 |
| 3番委員：齋藤豊彦 | 4番委員：君塚作治 |
| 5番委員：磯野幸作 | 6番委員：藤平重男 |
| 7番委員：押元康郎 | 8番委員：猿田義久 |
| 9番委員：浅野幸男 | 10番委員：山岸 潔 |
| 11番委員：岩瀬貞夫 | |

<出席職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 小高一哉 寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 1 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成 29 年度第 10 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は委員全員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いしたいと思います。

議長（岩瀬会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、9 番の浅野委員、10 番の山岸委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。議案第 1 号につきましては、申請案件が 4 件ございますので、先に事務局より一括で説明しますので、その後に 1 件ずつ委員皆様の審議をお願いします。

それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 30 年 1 月 9 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号 15、所在・地番 泉水地先、地目 田、地籍 2 筆合計 539 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 当該農地は、高地につき客土し、樹園地として耕作する。譲渡人 国の転作政策により転作を行ったが、高齢により管理が厳しくなったため処分する。権利内容 売買による所有権移転。

2 ページをお開きください。

番号 16、所在・地番 弓木地先、地目 田及び畑、地籍 26 筆合計 8,352.36 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 千葉市花見川区〇〇〇〇氏、事由 譲受人 自作地の

隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。

譲渡人 高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。

3ページをお開きください。

番号17、所在・地番 泉水地先、地目 田、地籍476㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 所有する農地に隣接する土地であり、耕作に便利なので取得したい。譲渡人 譲受人の要望に応じる。権利内容 売買による所有権移転。

番号18、所在・地番 泉水地先、地目 田、地籍3筆合計962㎡、権利者 番号17と同様、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由及び権利内容 番号17と同様です。

なお、譲受人の権利取得後の農業経営の実態は、4ページに記載のとおりです。本件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号、番号15については7番委員 押元委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

押元委員（7番）

それでは、ご報告させていただきます。

この件につきましては、12月20日に現地を確認しまして、権利者、義務者双方立会のもとに行いました。申請地は、資料3-15の案内図のとおりとなっております。この申請地は、県道を挟んで向かい合っている土地であり、〇番の土地は道路より50cm位下がっています。現況は、管理休耕しており、年2回から3回草刈りを行っているそうです。権利者が、ここを樹園地として利用することについては、全く問題ないと思われれます。もう一方の土地は、道路より3m近く下がっており、その土地の左側に排水路がありますが、1m下がっていますので、水かさが上がったとしても、樹園地として利用することについては問題ないと思われれます。委員の皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。7番委員 押元委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質問が無いようですが、番号15についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

続きまして、番号16については4番委員 君塚委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

君塚委員（4番）

それでは、報告させていただきます。

平成29年12月24日13時30分から、権利者の立会のもと現地調査を行いました。申請地は、資料3-16の案内図の案内図とおりになっております。○番と○番は以前から権利者が管理をしており、30年前から耕作されておりましたが、保全管理されており、いつでも復田できる状態となっております。次に道路右側の○番外12筆は、30年前から耕作されておらず、木、竹等が繁茂しており、見た目は雑木林となっております。次に、○番外1筆、ここについても先ほどと同じように雑木林となっております。次に、○番外3筆、2筆は先ほどと同じ雑木林の状況となっておりますが、残りの2筆については、権利者の隣接地となっているため、草刈りをして保全管理を行っておりました。次に、○番外2筆、ここの横に河川があり大雨が降ると水没する土地だそうです。現在、栗の木が植えてありますが、年月が経っているので老木となっております。最後に○番外1筆、ここについても雑木林となっております。ほとんどの土地が30年以上耕作されずにいたので、雑木林の状態となっております。しかし、権利者があと1、2年で仕事を完全退職となるので、今回これらの農地を取得して、その後少しずつ農地として利用できるように整備して行きたいと言っておりました。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。4番委員 君塚委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

町外の人が管理できなかった農地を地元の人が取得して、管理していつてくれるのだから、良いことだと思います。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ございませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

他に質問等が無ければ、番号16についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

ご異議がないということでしたので、番号16については承認されました。

続いて、番号17及び18について7番委員 押元委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

押元委員（7番）

報告させていただきます。

平成30年1月6日に現地を確認してきました。権利者立会いのもとに行いました。申請地は、資料3-17の案内図のとおりとなっております。○番は道路より50cmほど高くなっており、現在栗の木が10本程度植わっております。排水等も整備され、大変良好な農地と言えます。次に、資料3-18図の案内図をご覧ください。○番外1筆は、先ほどの土地と隣接していて、農地として活用することについて、全く問題ありません。次に○番は、権利者の自宅に近く、道路に面しており、権利者が以前から管理している農地であり、取得後は畑として利用したいと言っておりました。説明は、以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。7番委員 押元委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

番号17、18についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

それでは、議案第1号については、異議なしと認め、以上

のように決定しました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。本案について、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

5ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記により農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年1月9日提出。大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号11、所在・地番 小土呂地先、地目 畑、地籍 539㎡、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 いすみ市〇〇〇〇氏、義務者 埼玉県越谷市〇〇〇〇氏、事由 浄化槽、汚水処理プラントの保守点検及び清掃業を取締役として運営しているが、新規顧客獲得に伴う事業拡大、大多喜町での業務の拠点として申請地を倉庫に転用し、会社に貸付したい。（所有権移転）以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。9番委員 浅野委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

浅野委員（9番）

報告させていただきます。

平成30年1月4日午後1時から事務局、権利者の代理人の立会のもと確認を行いました。申請地は、資料5-11の案内図のとおりとなっております。現在は、耕作放棄地となっており、この土地を権利者は、取得して倉庫を建てるとの事ですが、全く問題ないと思われれます。説明は、以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。9番委員 浅野委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

事務局にお聞きします。事業計画書で、その他とありますがこれは山林でしょうか。

事務局（寺井）

そのとおりです。隣接地の山林の面積となります。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ございませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

他に質問等が無いようですが、ご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

議案第2号については、以上のとおり決定しました。

続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。なお、本案の中に〇〇委員が当事者となっている案件がありますので、その案件の審議が終了するまでの間、〇〇委員には退室をお願いします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

6ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。
平成30年1月9日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成30年1月10日。

番号29-76 所在地番 粟又地先、地目 田、地籍3筆合計2,381㎡、利用計画は田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ120kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年1月10日から平成40年1月9日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は18ページのとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号29-76について、ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

ご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（岩瀬会長）

それでは、番号29-76については異議なしと認め、〇〇委員を議場へ戻るよう事務局にお願いします。

（〇〇委員、別室から議場へ戻る。）

事務局（寺井）

引き続き、各筆明細書の説明をさせていただきます。

番号29-73、所在地番 柳原地先、地目 田、地籍9筆合計6,320㎡、利用計画は田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ390kg、利用権設定の期間 5年、期間が平成30年1月10日から平成35年1月9日まで、借賃の支払 毎年12月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-74 所在地番 三又地先、地目 田、地籍2,654㎡、利用計画は田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ77kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年1月10日から平成40年1月9日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-75 所在地番 三又地先、地目 田、地籍3,495㎡、利用計画は田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ103kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年1月10日から平成40年1月9日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-77 所在地番 上原地先、地目 田及び畑、地籍8筆合計5,883㎡、利用計画は田及び畑として利用、賃借権の再設定であり、使用賃借権の設定、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年1月10日から平成40年1月9日まで、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 市原市〇〇〇〇氏。

番号29-78 所在地番 堀之内地先、地目 田、地籍

796 m²、利用計画は畑として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 30 kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年1月10日から平成40年1月9日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-79 所在地番 八声地先外、地目 田、地籍7筆合計 11,567 m²、利用計画は田及び畑として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 347 kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年1月10日から平成40年1月9日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29-80 所在地番 黒原地先、地目 田、地籍4筆合計 3,142 m²、利用計画は田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ 90 kg、利用権設定の期間 3年、期間が平成30年1月10日から平成33年1月9日まで、借賃の支払 毎年10月30日までに持参払、貸付者 茂原市〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は18ページ及び19ページまでのとおりです。

すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

〇〇〇〇氏の借賃のコシヒカリの量が細かいのですが理由があるのですか。

事務局（寺井）

申請者が記載されてきたので理由は分かりません。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ございませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

他に質問等が無いようですので、議案第3号についてご異議ございませんか。

議 場

意義なし

議長（岩瀬会長）

議案第3号については、可決となりました。

続きまして、議案第4号 大多喜町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の制定についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

それでは20ページをお開きください。

議案第4号 大多喜町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程を下記のとおり制定するにあたり、意見を求める。平成30年1月9日提出。大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。1 大多喜町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程 別紙のとおり。

本案については、事前に配布してあることから概要のみ説明させていただきます。

第1条、趣旨、農業委員会等に関する法律の改正により設置義務となった、最適化推進委員の選任の手續等について定めることを趣旨としています。

第2条、担当区域及び定数等、法第17条第2項の規定により区域及び定数を定めております。

第3条、推進員の事務、法第17条第5項に規定されている事務の内容を定めております。

第4条、推進員の候補者、推進員の候補者について定めております。

第5条、募集の受付期間等、推進員の募集期間、公表事項等について定めております。

第6条、推薦手続き等、推薦する様式、方法等について定めています。

第7条、応募手續等、応募の様式、方法について定めています。

第8条、受付状況の報告、規則第12条に規定されていることを定めています。

第9条、候補者を評価する項目、評価する項目を定めています。

第10条、候補者の評価、推薦及び応募した者を評価する場合を定めています。

第11条、推進員の選任及び委嘱、選任及び委嘱について

定めています。

第12条、推進員の補充、任期途中で欠員が生じた場合の補充方法について定めています。

第13条、補則、規定に定めがないものについては、委員会の会長が定めることについて定めています。

その他として、別記第1号様式から別記第3号様式まで申込書として様式を定めています。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

佐川委員（2番）

今回の農業委員の選任についての進捗状況を教えていただきたい。

事務局（小高）

農業委員及び推進員の応募及び推薦については、1月26日から1ヶ月間行います。これについては、広報及びホームページにより周知します。この他に、12月中に〇〇地区外2地区の会合に出向き、法改正により選挙ではなく公募になったことを説明し、適任者がいれば推薦していただきたい旨を話してまいりました。

佐川委員（2番）

今後も積極的に周知していただきたいと思います。

事務局（小高）

承知しました。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ございませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問等が無いようですので、議案第4号についてご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（岩瀬会長）

議案第4号については、以上のとおり決定しました。議件は以上をもって終了となります。続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

21ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成30年1月9日 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬貞夫。

番号26、所在地 小沢又地先外13筆、地目 田及び畑、地籍合計2,785㎡、登記原因・日付 相続 平成29年11月24日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号27、所在地 柳原地先外2筆、地目 田及び畑 地籍合計2,097㎡、登記原因・日付 相続 平成29年12月5日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号28、所在地 粟又地先外7筆、地目 田及び畑 地籍合計3,877㎡、登記原因・日付 相続 平成29年12月4日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号29、所在地 粟又地先外1筆、地目 田 地籍合計667㎡、登記原因・日付 相続 平成29年12月4日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏外2名。

番号30、所在地 小谷松地先外33筆、地目 田及び畑 地籍合計12,866.82㎡、登記原因・日付 相続 平成29年12月19日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

24ページをお開きください。報告第2号 時効取得を原因とする農地について。下記のとおり、千葉県地方法務局いすみ出張所登記官から農地の時効取得に係る通知があったので、報告する。平成30年1月9日 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬貞夫。

番号4、所在・地番 森宮地先外1筆、地目 畑、地籍合計122.30㎡、登記原因・日付 昭和59年11月1日時効取得、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏。

25ページをお開きください。報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので、報告する。平成30年1月9日 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬貞夫。

番号2、所在・地番 湯倉地先、地目 田、地籍323㎡の内100㎡、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 農業用機械が多くなり、格納庫が不

足しているため。

26ページをお開きください。報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので、報告する。平成30年1月9日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号5、所在・地番 田丁地先、地目 田、地籍5,209㎡、貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 水田の草刈代等の管理費の要求に応じられなかったため。

27ページをお開きください。報告第5号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり、届出があったので報告する。平成30年1月9日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号3、所在・地番 小土呂地先、地目 田、地籍609㎡の内258㎡、土地所有者 大多喜町〇〇〇〇氏、廃土処理量約60㎡、埋立の高さ 約50cmから60cm、当該農地の選択理由 工事実施箇所から近く、受益者からの紹介があったため、工事期間 平成30年1月から平成30年2月15日まで、公共事業施行者 大多喜町大多喜93番地 大多喜町長飯島勝美。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（小高）

事務局からは特にありません。

局長（吉野）

委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後3時34分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年1月9日

会 長 岩瀬貞夫

署名委員 浅野幸男

署名委員 小岸 潔